

第六十号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
 別表第二健康部の表四十一の項及び四十二の項を次のように改める。

四十一 削除	四十二 削除
-----------	-----------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号）の改正に伴い、ふぐ加工製品を取り扱う際の届出等に係る手数料を削除する必要があるもので、本案を提出いたします。